

生活困窮者自立支援制度の動向

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の概要

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
R2年度予算:487億円 R3年度予算:555億円
R4年度予算:594億円 ※重層的支援整備事業分含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関(令和4年4月時点))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- 住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

国費 2 / 3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- 家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2, 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

・緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和4年6月末から令和4年8月末へ延長。

予算措置額合計:2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額 267億円
 令和2年度第1次補正予算額 359億円
 令和2年度第2次補正予算額 2,048億円
 令和2年度第3次補正予算額 4,199億円
 令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
 令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円
 令和2年度予備費(3/23)措置額 3,410億円
 令和3年度予備費(8/27)措置額 1,549億円
 令和3年度補正予算額 4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末日まで延長する。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末日までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末日までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末の受付で終了

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

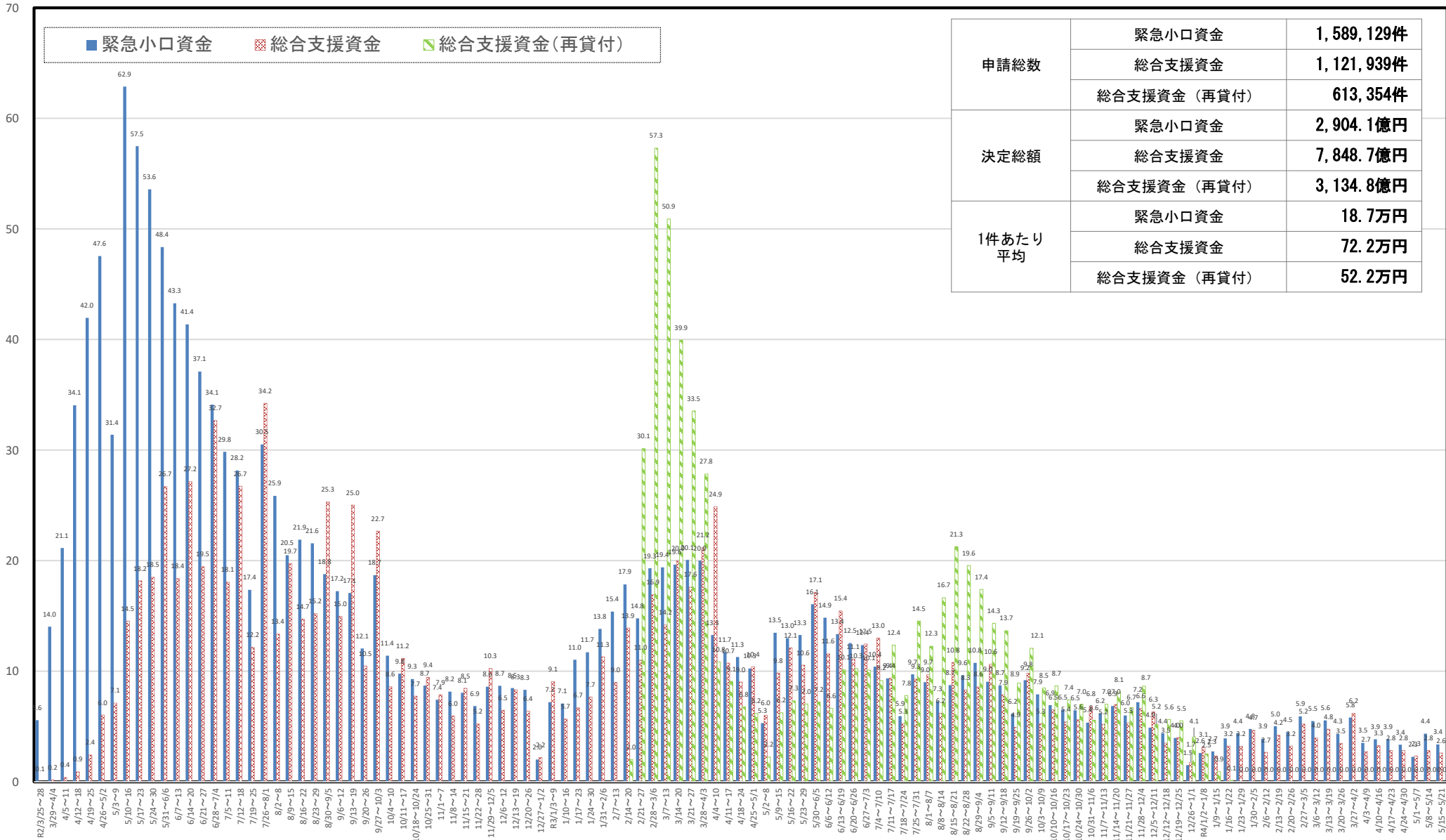
- ・緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- ・総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

令和4年5月25日現在（速報値）

申請件数(千件)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

予算額 1,526億円（令和3年度予算現額（流用） 589億円、令和3年度補正予算額 937億円）

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの
（注）緊急小口資金及び総合支援資金を借り終わった世帯。生活保護世帯は除く。
 - ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
 - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
 - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 当分の間、ハローワーク等での相談（月2回以上）や企業への応募等（週1回以上）の回数を減ずる（各々月1回）。
 - 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：3か月（申請受付期限を令和4年6月末から8月末へ延長）
 - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間（3か月）中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給（3か月）を可能とする。
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数【初回支給分】(3月末時点①)

(令和4年4月30日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯別			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
北海道	6,400	5,683	2,929	1,286	1,468	1,078,100,000
青森県	288	302	129	82	90	35,580,000
岩手県	308	257	118	67	72	41,200,000
宮城県	2,865	1,901	1,047	402	452	281,980,000
秋田県	89	76	31	19	26	12,860,000
山形県	484	449	207	116	126	76,240,000
福島県	1,058	1,001	493	233	275	146,220,000
茨城県	1,994	1,743	899	398	446	304,980,000
栃木県	2,578	2,321	1,341	481	499	354,760,000
群馬県	2,336	1,748	890	414	444	292,820,000
埼玉県	10,492	7,835	4,358	1,573	1,904	1,328,840,000
千葉県	5,346	4,083	2,077	904	1,102	601,660,000
東京都	35,852	27,799	18,070	4,866	4,863	4,878,440,000
神奈川県	11,131	11,864	6,276	2,425	3,163	1,418,720,000
新潟県	706	500	248	119	133	81,300,000
富山県	686	634	345	136	153	106,140,000
石川県	1,068	1,038	625	224	189	189,880,000
福井県	649	575	315	132	128	94,120,000
山梨県	800	685	364	167	154	116,000,000
長野県	1,109	1,015	495	261	259	171,870,000
岐阜県	1,301	1,127	541	258	328	204,220,000
静岡県	1,295	1,191	518	284	389	185,380,000
愛知県	5,913	4,757	2,411	1,056	1,290	778,120,000
三重県	645	618	266	152	200	100,600,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て3月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数【初回支給分】(3月末時点②)

(令和4年4月30日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯別			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
滋賀県	2,446	1,927	1,020	422	485	282,940,000
京都府	6,789	5,854	3,217	1,328	1,309	1,145,680,000
大阪府	26,742	20,457	11,544	4,093	4,820	3,847,640,000
兵庫県	11,230	8,033	4,467	1,775	1,791	1,437,920,000
奈良県	1,404	1,301	648	299	349	218,380,000
和歌山県	1,277	1,264	680	301	283	153,260,000
鳥取県	618	574	291	148	135	91,520,000
島根県	169	161	79	30	52	29,420,000
岡山県	2,686	2,079	1,172	438	469	494,380,000
広島県	1,522	1,264	634	278	352	203,020,000
山口県	732	573	310	133	130	85,730,000
徳島県	297	273	145	65	63	48,160,000
香川県	649	470	259	93	118	57,100,000
愛媛県	2,302	1,883	1,075	404	404	354,540,000
高知県	1,550	1,134	665	247	222	212,060,000
福岡県	11,879	9,439	5,538	1,769	2,132	1,557,920,000
佐賀県	461	451	217	100	134	72,960,000
長崎県	1,286	1,036	514	246	276	170,860,000
熊本県	1,959	1,778	931	392	453	313,800,000
大分県	1,903	1,625	898	364	363	265,940,000
宮崎県	1,557	1,388	710	286	392	256,140,000
鹿児島県	1,416	1,081	552	249	280	165,340,000
沖縄県	6,616	5,314	2,698	1,069	1,547	943,600,000
計	182,883	148,561	83,257	30,584	34,712	25,288,340,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て3月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数【再支給分】(3月末時点①)

(令和4年4月30日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯別			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
北海道	2,825	2,678	1,316	658	704	428,400,000
青森県	70	80	32	26	22	11,560,000
岩手県	91	83	30	31	22	10,560,000
宮城県	661	523	235	139	149	79,110,000
秋田県	17	16	6	2	8	3,180,000
山形県	69	68	30	16	22	7,220,000
福島県	344	329	159	72	98	38,080,000
茨城県	567	502	248	103	151	95,040,000
栃木県	773	751	401	182	168	100,180,000
群馬県	665	602	304	153	145	84,500,000
埼玉県	3,188	2,523	1,336	559	628	349,220,000
千葉県	1,490	1,300	609	308	383	136,700,000
東京都	13,093	11,249	7,087	2,103	2,059	1,550,360,000
神奈川県	3,041	4,063	2,040	908	1,115	376,920,000
新潟県	183	162	89	31	42	23,860,000
富山県	232	216	112	44	60	32,800,000
石川県	556	535	311	124	100	81,960,000
福井県	212	206	117	35	54	27,540,000
山梨県	213	195	93	46	56	29,640,000
長野県	396	382	186	107	89	55,480,000
岐阜県	44	388	193	93	102	62,960,000
静岡県	381	375	157	101	117	46,060,000
愛知県	1,719	1,443	741	325	377	192,000,000
三重県	195	192	75	56	61	29,340,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て3月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数【再支給分】(3月末時点②)

(令和4年4月30日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯別			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
滋賀県	750	675	335	167	173	85,960,000
京都府	2,858	2,543	1,290	621	632	352,160,000
大阪府	11,570	9,639	5,160	2,090	2,389	1,509,140,000
兵庫県	3,448	3,020	1,537	772	711	392,900,000
奈良県	513	552	258	142	152	54,808,000
和歌山県	602	597	310	144	143	67,560,000
鳥取県	248	246	115	77	54	36,140,000
島根県	42	41	16	12	13	6,580,000
岡山県	968	799	433	176	190	132,900,000
広島県	576	477	231	102	144	59,700,000
山口県	212	181	91	51	39	26,080,000
徳島県	108	106	52	26	28	18,760,000
香川県	150	139	76	29	34	16,160,000
愛媛県	1,037	460	256	92	112	64,260,000
高知県	550	440	259	93	88	51,720,000
福岡県	4,264	3,690	1,900	816	974	584,660,000
佐賀県	163	153	73	32	48	21,100,000
長崎県	401	324	152	80	92	47,680,000
熊本県	598	596	287	143	166	93,200,000
大分県	773	739	391	171	177	130,620,000
宮崎県	691	645	328	131	186	100,440,000
鹿児島県	347	306	147	70	89	40,020,000
沖縄県	2,279	2,105	988	450	667	320,880,000
計	64,573	57,334	30,592	12,709	14,033	8,069,098,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て3月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額	負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ① 離職・廃業後2年以内の者

② 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6か月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

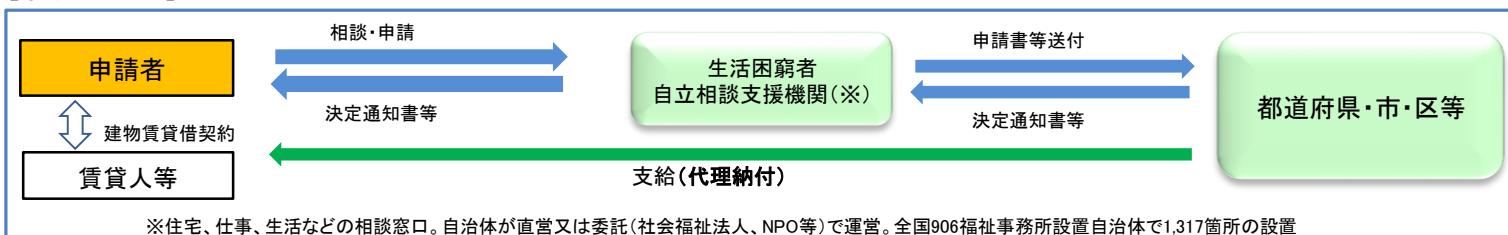
【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】

令和4年8月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする予定。

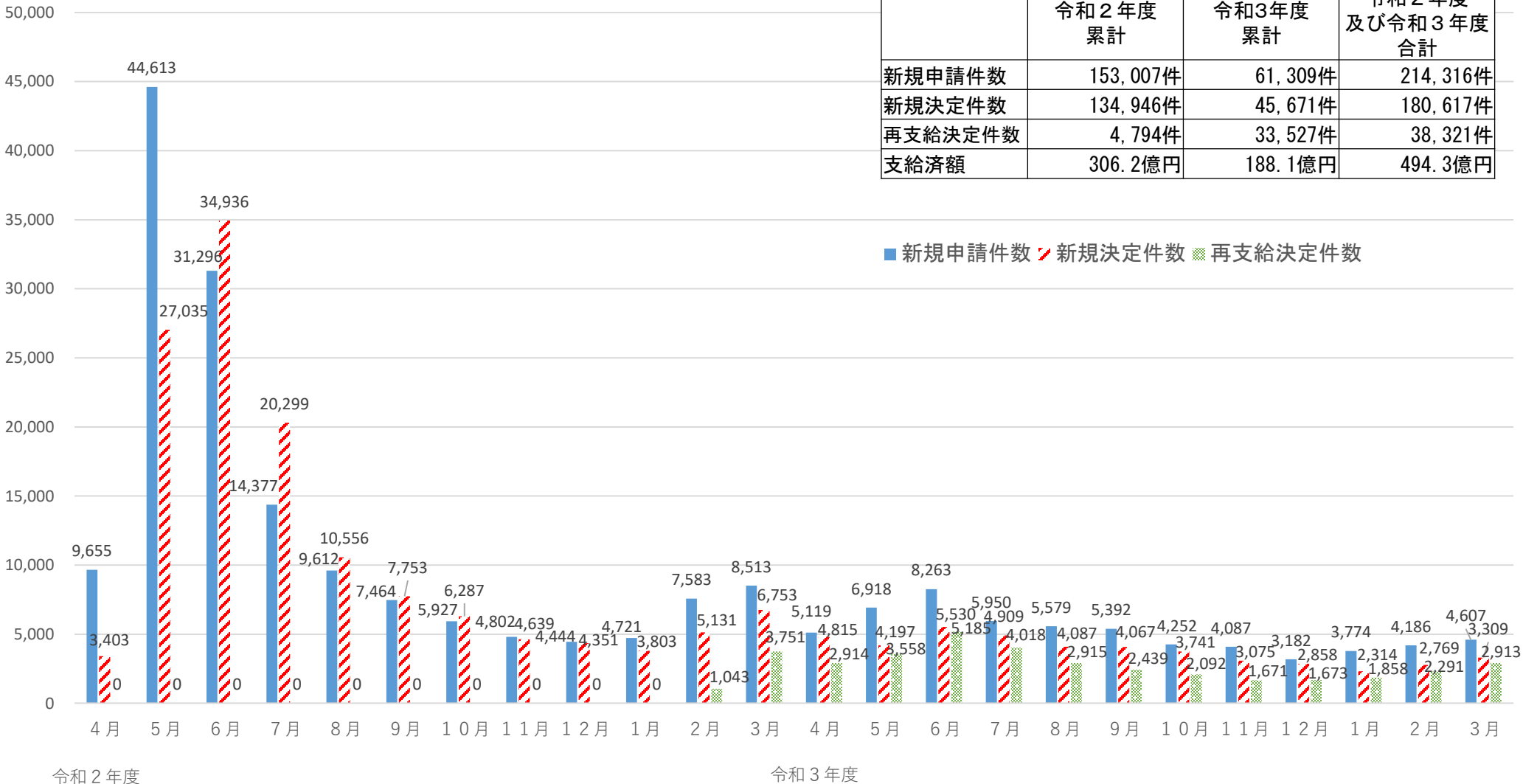
令和4年8月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能とする予定。

・②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない
 ・①及び②ともに、当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能。また、当分の間、ハローワーク等での相談(月2回以上)や企業への応募等(週1回以上)の回数を減らす(各々月1回)。



R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移

(件)



	令和2年度 累計	令和3年度 累計	令和2年度 及び令和3年度 合計
新規申請件数	153,007件	61,309件	214,316件
新規決定件数	134,946件	45,671件	180,617件
再支給決定件数	4,794件	33,527件	38,321件
支給済額	306.2億円	188.1億円	494.3億円

■ 新規申請件数 ■ 新規決定件数 ■ 再支給決定件数

(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。10

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 62億円の内数
(令和3年度補正予算51億円 + **令和4年度予備費11億円**)

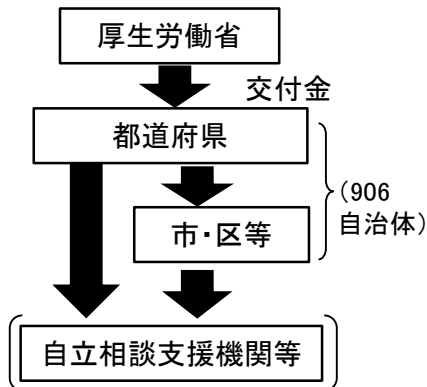
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑩ 国 3/4
- ⑪ 国 10/10

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施
- ⑪ **生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備**
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

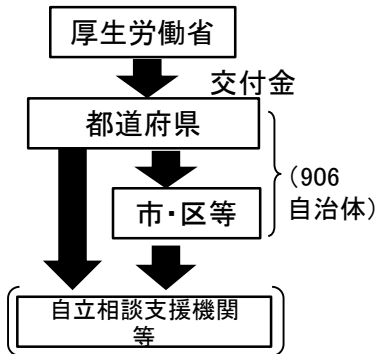
生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 62億円の内数
(令和3年度補正予算 51億円 + 令和4年度予備費 11億円)

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

国10/10

事業内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これまで自立相談支援機関の相談支援体制の強化のほか、
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置、生活困窮者自立支援資金等の経済面による支援を行うとともに、
 - ・ 個人事業主などの新たな相談者層の顕在化を背景とした多様な支援ニーズに対応するため、自立相談支援機関とNPO法人や社会福祉法人等の民間団体との連携による支援の取組を進めてきた。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、地域の实情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築する。

① 地域の实情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置

- ・ 新型コロナや目下の物価高の影響によって、どのような支援体制を構築する必要があるのか、行政や関係機関、民間団体と連携して生活困窮者支援の实情や課題の整理を行い、その結果を踏まえて連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するためのプラットフォームを設置する。

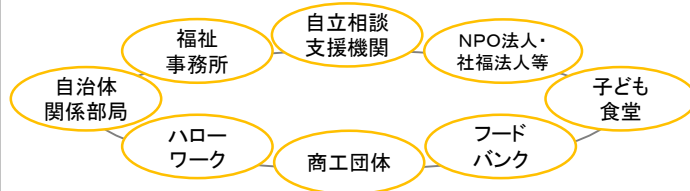
② 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

- ・ 自立相談支援機関と連携して物品支援等を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型コロナ禍における物価高等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加が認められる場合、当該民間団体に対して一定の活動経費を支援する。

<補助額> 1自治体あたり500万円程度(うち、1民間団体あたり補助額 上限50万円)

(取組のイメージ)

地域のプラットフォームの整備



①地域のプラットフォームの設置

- ・福祉事務所設置自治体で設置。 ※自立相談支援機関等に委託可。
- ・地域における生活困窮者支援の連携体制や、新型コロナや物価高騰に対応するための新たな連携支援を検討し、地域の实情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築。

②地域のNPO法人等に対する活動支援

- ・①のプラットフォームにおいて、事業量の増加が認められた民間団体に助成。
- ・既存の会議体(支援会議等)を活用し、①のプラットフォームと同様の取組を行っている場合には、当該既存の会議体を代替して、民間団体に助成することが可能。